

広島県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和四年二月十四日までの間、縦覧に供する。

令和四年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市大和町大具 二七五番一 地先から 三原市大和町大具 二八二番一 地先まで	一九・七〇	一四・八〇	二二・〇〇 一四・八〇	二二・二〇〇	拡幅